

文 第 696 号  
令和6年7月26日

新潟県文化審議会 会長 様

新潟県知事 花角 英世

次期新潟県文化に関する基本計画の策定について（諮問）

標記について、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条及び新潟県文化振興条例（令和6年新潟県条例第29号）第6条の規定に基づき、別紙理由を添えて諮問します。



## 諮問理由

県は、平成 29 年 4 月に「新潟県文化振興ビジョン」を策定し、「文化で創る、心豊かな「ひと」、魅力ある「地域」・・・そして未来へ」を基本目標として、国民文化祭や県文化祭等のイベント等を契機とした県民参加の拡大やアウトリーチ活動やオンライン配信による鑑賞機会の確保、地域の文化資源の掘り起こしによる観光振興への活用、文化財の保護や継承に取り組んでまいりました。

そして、令和 6 年 4 月に文化の振興及び文化により生み出される価値の活用に関し、基本理念、県の責務、施策の基本となる事項を定め、県の文化振興施策を総合的に推進するため、「新潟県文化振興条例」を施行しました。

条例第 6 条において、県は文化に関する基本計画を定めることとしており、現行計画である「新潟県文化振興ビジョン」は、計画期間が平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間となっていることから、令和 6 年度中に次期の基本計画の策定を行うこととしています。

つきましては、本県の文化振興施策の基本的な方向性を示す基本計画の策定について、専門的な立場からのご意見を頂きたく、諮問します。